



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代表者名 代表取締役社長 北條 正樹
(コード番号 6383 東証・大証第 1 部)
問合せ先 常務取締役経財本部長 猪原 幹夫
(TEL . 0 6 - 6 4 7 2 - 1 2 6 1)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入いたしました。旧プランの有効期間は、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。当社は、旧プランの有効期間の満了を迎えるにあたり、旧プラン導入後の当社を取り巻く事業環境の変化や実務の動向等さまざまな側面から検討をしましてまいりました結果、本日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいいます。）を一部変更するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、旧プランの内容を改定した上で（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）以下のとおり更新することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社の株主の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、その者が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるか否かという観点から、検討されるべきであると考えております。

当社が企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、中長期的視点に立った経営戦略を基に、社会的責任を全うしていくこと、中長期的な事業成長のため、財務体質の健全化を背景とした機動的・積極的な設備投資及び研究開発投資を行っていくこと、生産現場や工事現場においては、行政機関・周辺住民の関係当事者との信頼関係を維持していくこと、当社グループのコア事業間の有機的なシナジーによる総合力を最大限発揮していくこと等に重点を置いた経営の遂行が必要不可欠であり、これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

上記に加え、この 3 年間に内部統制体制の強化、具体的には、グローバルに事業を展開するためのリスク管理、金融商品取引法施行に伴う財務諸表の信頼性確保に対する組織的かつ継続的な取り組みが、企業存続のための必須条件となってまいりました。

また、当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、事業分野も幅広い範囲に及んでいます。従って、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付行為が、その目的等に鑑み企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付であるもの、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われる買付であるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当であるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関などのステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付であるものであるとき、当該買付行為を行う者等は、当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切と判断すべきとの基本方針を決定いたしました。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、以下の取組みを行ってまいりました。

(1) 中期経営 3 カ年計画の推進

本プランを導入した平成 19 年 3 月期は、創立 70 周年記念日である平成 19 年 5 月 20 日に向けて策定した「中期経営 3 カ年計画（Create and Challenge for the 70th Anniversary）」の最終年度に該当します。事業環境に恵まれたこともあり、以下のように、当初の予定を大きく上回り、会社設立以来最高の業績を上げることができました。

	売上高	経常利益	当期純利益
・ 当初計画	: 1,700 億円	115 億円	70 億円
・ 平成 19 年 3 月期業績	: 2,327 億円	184 億円	113 億円

この中期経営 3 カ年計画は単に数値目標を設定したのではなく、そのバックボーンとなる経営理念・経営基本方針とセットとなっはじめて機能するものです。「広く国内外に最適・最良の MATERIAL HANDLING システム・機器および電子機器を提供し、産業界

の発展に貢献する」「収益性を重視した、健全で成長性豊かな経営を目指す」「全社員の人
格・個性を尊重し、自由闊達な明るい企業風土をつくる」の3つの経営理念と共に、7つ
の経営基本方針のもとに、創立70周年という節目に向けて、創造し、挑戦し続ける姿勢
がもたらした成果である、と確信いたしております。

また、この間、滋賀事業所への生産集約、老朽化設備の更新、中国での生産拠点設立、
韓国やタイの工場拡張・増設など、3年間で100億円を超える設備投資を行って、2,500
億円の受注・売上にも対応できる生産体制を整備してきたこと、単体売上高の5%程度を
指標に研究開発投資を惜しまなかったことも飛躍の原動力となりました。

当社は、こうした実績と経験を踏まえ、現在、さらなる飛躍を目指して、平成20年3
月期から平成22年3月期にわたる中期経営3ヵ年計画「Jump up for 2010」を推進して
います。強固な財務体質をベースに、引き続き持続的成長路線を歩むべく、量と共にさら
に質の面を強化し、利益面も一層充実させて、企業価値ひいては株主共同の利益向上を
図るものです。

主な経営目標は、連結売上高2,500億円以上、営業利益率10%以上、海外売上高比率
50%以上の3つです。初年度の平成20年3月期は、売上高こそ前年を若干下回ったもの
の、受注・利益面では過去最高となる業績を達成しました。しかしながら、平成20年秋
からの急激な事業環境の悪化により、最終年度の平成22年3月期は、海外売上高比率は
達成する見込みですが、連結売上高、営業利益率は残念ながら未達の見通しとなり、来期
以降に挑戦を継続し、「真のマテリアルハンドリング世界ナンバーワン」を目指すことと
なりました。

連結売上高については、策定当初から、友好的なM&Aによる事業拡大も視野に入れ
ていましたが、平成19年12月に米国Jervis B. Webb Company(以下「ウェブ社」とい
います。)の全株式を取得、空港手荷物搬送事業という新規事業を手中に収めることがで
きました。空港向けシステムは、当社グループ入りに伴う契約履行保障枠の拡大で大型案
件の受注が可能になり、セキュリティ対策のための製品群も加わり、営業状況は好調です。

営業利益率達成のカギを握るものとして力を入れているのが、お客さまとの中長期的な
信頼関係がベースとなるサービス事業です。当社のシステムは新規納入後、保守点検や改
造工事、リニューアルなどを伴うものであり、70年以上にわたる豊富な納入実績が安定
的なサービス収益をもたらすというビジネスモデルを築いてまいりました。平成20年4
月にサービス事業を統轄する組織を新設し、新たな付加価値の創出、海外現法でのサー
ビス事業拡大など、全社横断的な強化に取り組んでいます。

また、内部統制システムをより強固なものとするため、経営基本方針の一部を改訂し、
「国内外の法令及び社会規範を遵守する経営に徹し、内部統制システムの構築と充実
に全社挙げて取り組む」こととしました。このため組織として、内部統制統轄という組
織を新たに設け、グループ内のリスクを幅広く認識・評価し、適切な体制・対応を
整備運用するとともに、管理統轄の傘下では、業務フローの確立・文書化等を徹底
し、財務報告の信頼性を向上させるとともに、今期から導入した進行基準売上への
的に対応してまいります。

(2) ユニークな事業領域を世界でベストミックス

当社は前述のとおり、「広く国内外に、最適・最良のマテリアルハンドリングシステム・機器及び電子機器を提供し、産業界の発展に貢献する」を経営理念の一つとしております。この事業領域の専門メーカー、システムインテグレーターとして、世界的に他に例を見ないユニークな存在であることが、当社の企業価値を生み出しています。

連結子会社数は平成 21 年 3 月期末で国内外 51 社に達しましたが、平成 22 年 3 月期のスタートに際し、国内の洗車機やボウリングの販社などを統合したほか、韓国の自動車や洗車機関係の 3 つの現地法人を一つにするなど、事業の枠を越えて経営の効率化に努めています。

グローバル競争制覇のため、市場開拓、最適地調達・生産に努めた結果、海外売上高比率は 52%に達しました。今後最も成長が期待される中国においては、平成 20 年より中国事業を統括する取締役を任命し、ダイフクブランドの浸透などでさらなる市場開拓を推進しています。また、ウェブ社の生産・販売ネットワーク、製品群のダイフクグループにおけるシナジー効果として、ウェブ社が得意とする無人搬送車とダイフクの自動倉庫の組み合わせが市場の高い評価を得ております。

国内では、平成 18 年に滋賀事業所（滋賀県日野町）に全生産を集約し、11 工場が並び並ぶ世界屈指の生産基地を構築し、調達や機械加工を全社で集中運用して、経営資源の最大活用を図っております。世界のマザー工場として、研究開発、品質・環境・労働安全に関する認証（ISO9001、14001、OHSAS18001）推進活動、技能コンクール世界大会による現場力アップなどでグループを牽引しています。また、当社グループにおけるものづくりは、工場だけで達成できるものではなく、エンジニアリングや据付工事も含めて完結するため、独自に体系化した D-MAND（Daifuku Manufacturing and Design System）教育を行う一方、若手社員の海外研修、海外現地スタッフのレベルアップなど、人材育成にも力を入れています。

(3) 業績連動型配当政策

当社の株主還元の方針は、中期経営 3 カ年計画の着実な達成をベースとして企業価値の最大化を図ると共に、配当につきましては、既に平成 17 年 3 月期決算から業績連動型配当政策を導入いたしております。平成 17 年 3 月期決算で 3 円増配の 1 株当たり 13 円とさせていただいたことを皮切りに、以後毎年にもわたり 18 円、25 円、26 円と配当を上げて株主・投資家の皆様に報いることとし、平成 21 年 3 月期においても 26 円とさせていただくことを本日開催の取締役会で決定いたしました。また、平成 20 年 8 月から 9 月にかけて自己株式 250 万株を約 21 億円で取得し、総配分性向は 65%近くになりました。

3. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

(1) 本プラン導入の目的

当社取締役会は、上記 1 に述べたような基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランを導入し、当社の株券等に対する買付けその他これに類似する行為又はその提案¹（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下、併せて「買付者」といいます。）に対し、遵守されるべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、当社の平成 21 年 3 月 31 日現在における株主数は 11,562 名で、大株主の状況は別紙〔1〕「大株主の状況」に記載のとおりです。また、本日現在において、当社は買付の具体的提案を受領しておりません。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付

以下 又は に該当する買付がなされたときに、本プランに定められる手続に従い原則として買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株券等と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てをすることが検討されることとなります。

当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付けその他の取得

当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付を行う買付者は、当社取締役会が以下に定める買付説明書の提出を不要と判断した場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める、買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）

¹第三者に対して買付を勧誘する行為を含みます。

²金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

³金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）以下同じとします。

⁴金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁵金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

⁶金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁷金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁸金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

す。)及び当該買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社は当社取締役会の定める規約に則って決議を行う特別委員会を設置し(特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙〔2〕「特別委員会規定の概要」に記載のとおりです。)特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

買付者及びそのグループ(共同保有者⁹、特別関係者及び買付者を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者による買付と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)¹¹

買付の目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。)

買付の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容等を含みます。)

買付者による当社の株券等の過去の取得に関する情報

買付の資金の裏付け(買付の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策

買付の後の当社の従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

買付に関連して必要となる政府当局その他の第三者からの承認、合意等及び法令(独占禁止法その他の競争法を含みます。)の適用可能性

その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付の内容の検討・買付者との交渉

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対して、買付者の買

⁹金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。

¹⁰金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について 準じた情報を含みます。

付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を、下記に定める特別委員会検討期間の範囲内においてその作成のために合理的に必要と特別委員会が定める期間内（以下「取締役会検討期間」といいます。）に提示するよう要求します。

特別委員会は、買付者から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報（もしあれば）を受領した後、比較検討等を通じてより客観的な判断を行うために、原則として最長 90 日間（ただし、下記(d) に記載するところに従い、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。取締役会検討期間を含み、以下「特別委員会検討期間」といいます。）上記に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付者の買付の内容の検討、取締役会が作成した代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行い、また、必要であれば、当該買付者と協議・交渉を行います。なお、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。また、特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち特別委員会が適切と判断する事項について、特別委員会が適切と判断する時点で、当社を通じて株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。なお、特別委員会は、以下の手続に従い行われる勧告の内容その他の事項（特別委員会検討期間を延長する場合はその旨及び理由を含みます。）について、決議後速やかに当社を通じて情報開示を行います。

特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・取締役会等による買付者との交渉の結果、買付者による買付が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てをすることが相当ではないと判断した場合、又は、当社取締役会が特別委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び特別委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てをしないことを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記 の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

特別委員会は、買付者による買付が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と判断した場合には、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを勧告します。なお、特別委員会は、ある買付について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち(b)から(e)に該当するか否かの判断が必要な場合、本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者が買付を撤回した場合その他買付が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由が存しなくなった場合

特別委員会が、特別委員会検討期間において買付者の買付の内容等の検討、取締役会が作成した代替案の検討又は買付者との協議・交渉等を行ったにもかかわらず、当初の特別委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付の内容の検討・取締役会等による買付者との交渉等に合理的に必要とされる範囲内（原則として30日を上限とします。）で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 取締役会の決議 / 株主総会の招集

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告に従い本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の決議を行うものとします。

但し、特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して当該実施に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、株主総会の開催が実務上著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行い、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する

る議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等とする者の特別関係者を含みます。）は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他必要な事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者による買付が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てをすることを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てをすることが相当かどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付である場合（買付の内容を判断するために合理的に必要とされる時間が確保されない場合や情報の提供がなされない場合を含みます。）
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (d) 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付である場合
- (e) 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客、仕入先・協力会社、金融機関等の当社に係るステークホルダーとの関係を破壊し、

当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

(4) 本新株予約権の概要

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の概要は以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間

から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹²、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹³、()特定大量買付者の特別関係者、()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者¹⁴(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由¹⁵が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の

¹²原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます。)をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹³原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めたと認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

¹⁴ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

¹⁵具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に買付を中止もしくは撤回又は爾後買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、)として当社取締役会が認めたと認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

- (h) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
 - (i) 当社による本新株予約権の取得
当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得します。
当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日が到来することをもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することをもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全てを取得することができるものとし、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
 - (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
 - (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
 - (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの更新手続
本プランの更新については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。
- (6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、第 93 期（平成 21 年 3 月期）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時から第 96 期（平成 24 年 3 月期）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(7) 本プランの廃止及び変更

本プランの更新後、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本プランの趣旨に反しない場合、特別委員会の承認を得た上で、本プランを変更することができます。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 21 年 5 月 15 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

4. 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記 1 の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(1) 株主意思の反映

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新され、その有効期間は、第 96 期（平成 24 年 3 月期）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの 3 年といたします。また、上記 3.(7)「本プランの廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社の取締役の任期は 1 年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1 年ごとに株主の皆様のご意向が反映されます。

(2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひ

いては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、上記 3.(2)「本プランに係る手続」(b)に記載される特別委員会を設置しております。また、本プランの更新時における特別委員会の委員には、当社社外監査役の内田晴康、林原行雄及び北本功並びに有識者の中から宮島司氏（法学博士）の再任が予定されています（その略歴につきましては別紙〔3〕をご参照下さい）。

実際に当社株式に対して買付がなされた場合には、上記 3.(2)「本プランに係る手続」にて記載したとおり、特別委員会は、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされています。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記 1 記載の基本方針において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主の皆様へ与える影響

本プランの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

ません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。但し、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社が、上記3.(2)「本プランに係る手続」(d)に記載した特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、非適格者以外の株主の皆様が、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることから、仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社が、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式等を受領することとなり、保有する当社株式の希釈化は生じません。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

【大株主の状況】

平成 21 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2 丁目 11 番 3 号	10,411	9.4
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口 4 G)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	9,633	8.7
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号	8,766	7.9
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 番 3 号	5,490	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号	4,080	3.7
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号	3,833	3.5
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号	3,431	3.1
ダイフク取引先持株会	大阪市西淀川区御幣島 3 丁目 2 番 11 号	2,573	2.3
シティバンク ホンコン エス/エイ ファンド 115 (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社 証券代行部)	MINISTRIES MPLEX-BLOCK NO.3 13301 SAFAT, KUWAIT (東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 14 号)	1,935	1.7
日新建物株式会社	東京都品川区上大崎 3 丁目 2 番 1 号	1,889	1.7
計	-	52,045	47.0

- ・当社は自己株式2,984,630株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、発行済株式総数に対する所有株式数の割合持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

特別委員会規定の概要

- ・ 当社は、当社取締役会の決議により、特別委員会を置く。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「特別委員会決定事項」という。）についての決定を行い、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。特別委員会委員は、かかる決定に際して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他本プランに関して当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 上記に加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - 本プランの対象となる買付の決定
 - 買付者もしくは取締役会が特別委員会に提供すべき情報又は回答期限の決定
 - 特別委員会検討期間の延長
 - 買付者の買付の内容の精査・検討
 - 買付者との交渉・協議
 - 買付者による買付に対する代替案の検討・提示の取締役会への指示
 - 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
 - 本プランの変更の承認
 - その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 特別委員会を組織する構成員（以下「特別委員会委員」という。）は、3名以上とする。
- ・ 特別委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役及び(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなったとき（再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

- ・ 特別委員会の決議は、特別委員会の委員全員が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。
- ・ 特別委員会委員は、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が 20%以上となる買付けその他の取得もしくは(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合¹⁶及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付けに該当する買付けその他これに類似する行為又はその提案がなされた場合、特別委員会を招集しなければならない。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付の内容を改善させるために、必要であれば、直接又は当社取締役会等を通じて間接に、当該買付者と協議・交渉を行う。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるほか、かかる第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。

以上

¹⁶金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

特別委員会の各委員の略歴

宮島 司 （昭和 25 年 8 月 23 日生）

昭和 55 年 4 月	慶応義塾大学法学専任講師
昭和 56 年 4 月	フランス・レンヌ大学訪問研究員
平成 2 年 4 月	慶応義塾大学法学部教授 現在に至る
平成 2 年 8 月	サンパウロ法科大学客員教授
平成 15 年 4 月	弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
平成 15 年 2 月	司法試験第二次試験考査委員 現在に至る
平成 16 年 4 月	慶応義塾大学大学院法務研究科教授 現在に至る
平成 18 年 6 月	当社特別委員会委員 現在に至る
平成 21 年 4 月	株式会社ヒューリック 社外取締役 現在に至る

内田 晴康（昭和 22 年 4 月 7 日生）

昭和 48 年 4 月 森綜合法律事務所入所（現 森・濱田松本法律事務所）現在に至る
昭和 48 年 4 月 弁護士登録 第二東京弁護士会所属 現在に至る
昭和 55 年 10 月 ニューヨーク州弁護士登録 ニューヨーク州弁護士会所属 現在に至る
平成 14 年 10 月 ロ - エイシア日本代表理事
平成 16 年 4 月 慶応義塾大学法科大学院教授
平成 16 年 6 月 当社社外監査役 現在に至る
平成 16 年 7 月 日本弁護士連合会国際交流委員会委員長
平成 17 年 6 月 株式会社日立ハイテクノロジーズ社外取締役 現在に至る
平成 19 年 4 月 慶応義塾大学法科大学院講師 現在に至る
平成 19 年 10 月 独占禁止懇話会委員 現在に至る

林原 行雄（昭和 20 年 4 月 16 日生）

昭和 43 年 4 月 日本勧業銀行入行（現みずほ F G）
平成 8 年 6 月 同社取締役企画部長
平成 10 年 5 月 同社常務取締役
平成 11 年 6 月 北越製紙常務取締役
平成 14 年 6 月 同社専務取締役
平成 18 年 1 月 日土地綜合設計株式会社取締役社長
平成 18 年 6 月 当社社外監査役 現在に至る
平成 18 年 6 月 日興コーディアル証券株式会社 社外監査役 現在に至る
平成 19 年 6 月 株式会社日興コーディアルグループ 取締役
平成 20 年 4 月 東洋大学大学院経済研究科 客員教授 現在に至る

北本 功（昭和 18 年 1 月 22 日生）

昭和 41 年 4 月 NHK 入社
平成元年 6 月 同社パリ支局長
平成 7 年 6 月 株式会社 NHK エンタープライズ 2 1 取締役
平成 9 年 6 月 NHK 国際放送局次長
平成 11 年 10 月 財団法人 NHK インターナショナル理事
平成 17 年 10 月 株式会社 NHK エンタープライズ 特別主幹
平成 19 年 6 月 当社社外監査役 現在に至る
平成 20 年 5 月 株式会社 NHK エンタープライズ エグゼクティブプロデューサー
現在に至る

以上